



●男性の育休取得促進へ改正法が成立(2021/6/3)

いわゆる「男性版産休」として話題となっていた、男性の育児休業取得を促す法律の改正法が衆議院本会議で全会一致で可決・成立しました。改めて、改正案の内容を振り返りたいと思います。

1. 男性の育休取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設(子の出生後8週間以内に最大4週間の育休取得が可)

- ① 休業の申出期限については、原則休業の2週間前まで
- ② 分割して取得できる回数は、2回とする
- ③ 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することが可能

2. 育休を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出者に対する個別の周知・意向確認の措置(義務付け)

- ① 育休の申出・取得を円滑にするための雇用環境整備の措置
- ② 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対し、事業主から個別の制度周知、および休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付け

3. 育児休業の取得の状況の公表(義務付け)

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育休の取得の状況について公表を義務付け

4. 育休の分割取得(男女とも育休を2回に分けて取得することが可能)

育児休業(1.の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することが可能。

5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件を廃止する。

※ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することが可能。

今回の育児・介護休業法の改正は、男性の育休取得率を上げ、女性に偏りがちな育児や家事の負担を和らげることで少子高齢化に歯止めをかけることが目的のひとつとなっています。(2019年度の男性育休取得率は7.48%。2025年までの目標は30%)

今回の法改正は、男性の育児参加促進への大きな変化ではありませんが、実際に少子化対策に繋がるかが今後注目される場所ではないでしょうか。(『とるだけ育休』問題や、上司からの『パタハラ』など)

その他トピックス

●雇用調整助成金、7月も特例措置が継続予定

緊急事態宣言が6月も延長されたこと等により、7月も5・6月の助成内容を継続予定であることが発表された。具体的な取り扱いについては、今後の厚労省令の改正等を待つことになる。

尚、8月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討され6月中に改めて周知される予定。

●副業・兼業労働者の「健康診断助成金」の創設

副業・兼業を行う労働者は、各事業所での労働時間が短いため、安衛法に基づく健康診断の実施が義務付けられないケースが多いことを受けて、(独)労働者健康安全機構による「副業・兼業を行う労働者の健康診断助成金」が設けられた。

副業・兼業労働者に対する健康診断を実施すると、1人1回あたり10,000円(事業場上限100,000円)が支給される。

※詳細はこちら⇒ <https://www.johas.go.jp/tabid/1946/Default.aspx>

●外国人労働者問題啓発月間

厚労省は、6月1日からの1か月間を外国人労働者問題啓発月間とし、「外国人雇用はルールを守って適正に」を標語に、さまざまな取り組みを展開していく。外国人雇用状況の届出をしていない事業主に対し、厳格な指導が実施されることが予測される。

●過重労働解消キャンペーンの結果公開

厚労省は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の結果を公表した。実施対象となった9,120事業場のうち2,807事業所(30.8%)が、何らかの違法な時間外労働時間があったとして是正勧告を受けている。

●「医療法等の改正」～医師の働き方改革～(5/21可決)

医師の時間外労働の上限として、一般の勤務医で年間960時間(救急医療等を担う医師は年間1860時間)との方針も示されている。

『戦略的人財』活用のご支援(ACS)

人事領域において、**客観的なデータ収集・分析を活用**して問題の解決に繋げる動きが注目されています。

今号は「12尺度」2つ目のご紹介です。

～交流性とは～

【高く出ている場合】
初対面の人とでも楽に話ができる

【低く出ている場合】
1人でも力強くいきっていくことができる(孤独力)



個性分析・診断のお試しを実施中！貴社の今後の人事戦略が変わります。

今月の無料相談会

日時: 6/10(木) 13:00 - 17:00
場所: KRP4号館3階 BIZ NEXT

※次回7月の開催予定は、7/8(木)13:00-17:00です。

～ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)～

～発行元～
えがお
ワークラボ

一般社団法人えがお・ワークラボ

代表理事 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

＜スタッフ: 社労士4名、行政書士2名、職員11名＞

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL: (075)352-2848 FAX: (075)320-3689

【支店】東京オフィス、新大阪オフィス、松山オフィス

【HP】 <https://egaoworklabo.or.jp/>

【お問合先】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)